宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年（2026 年）11 月

宝塚市立病院

1　業務概要

(1) 業務の名称

宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

新病院建替基本設計・実施設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験と高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰、建設需要の増加等による建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、新病院建替基本設計・実施設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

(3) 業務内容

別紙「宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 30 日まで

(5) 担当部署（書類提出先）

宝塚市立病院 経営統括部 新病院建設担当
担当：杉浦、君田、高橋
住所：〒665-0827　宝塚市小浜 4 丁目 5-1　宝塚市立病院 3 階　経営統括部内
電話：0797-87-1161（直通）
電子メール：m-takarazuka0302@city.takarazuka.lg.jp

2　提案限度額

提案限度額は以下のとおりとする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

令和　９年度（基本設計）　２４８，４３２，０００円
令和１０年度（実施設計）　７０７，９６３，０００円
合計　９５６，３９５，０００円

なお、提案限度額については、近年の人件費高騰等を踏まえ、技術者単価の上昇を考慮し、令和９年度の単価を想定して算定している。また、見積価格が提案限度額を超えた場合は失格とする。

3　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等の書類提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業の場合

ア　法人として過去１５年以内（平成２３年４月１日以降）に、２００床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を元請けとして履行した実績があること

イ　公告日時点において、近畿圏内に本社・本店又は営業所が存在すること

ウ　業務体制上、次の要件を満たす者を配置することとし、兼任は不可とする

（ア）管理技術者

過去１５年以内（平成２３年４月１日以降）に２００床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を主任技術者以上として履行した実績を有する建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であって、当該企業に 3 カ月以上在籍している者

（イ）主任技術者（建築意匠）

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

（ウ）主任技術者（構造）

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

（エ）主任技術者（電気）

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士または建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

（オ）主任技術者（機械）
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士または建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

エ　国税または地方税を滞納していない者

オ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

カ　宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号及び第 3 号に該当しないこと

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者

ク　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始決定を受けていない者

(2) 共同企業体（複数の企業の共同体）の場合

ア　代表構成員は、上記(1)アからクまでの全ての要件を満たすこと

イ　代表構成員以外の構成員は、上記(1)エからクまでの各要件を満たすこと

ウ　代表構成員は、本業務委託のとりまとめや当院との連絡調整を行うこと

エ　各構成員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員として重複参加しないこと

4　実施スケジュール

(1)　募集開始（公告）	令和 8 年（2026 年）11 月 13 日（金）9 時から
(2)　参加表明に関する質問書の受付締切	令和 8 年（2026 年）11 月 20 日（金）17 時まで
(3)　参加表明に関する質問書の回答	令和 8 年（2026 年）11 月 27 日（金）
(4)　参加表明書等の提出受付締切	令和 8 年（2026 年）12 月 4 日（金）17 時まで
(5)　参加資格の確認通知	令和 8 年（2026 年）12 月 10 日（木）
(6)　技術提案書に関する質問書の受付締切	令和 8 年（2026 年）12 月 22 日（火）17 時まで
(7)　技術提案書に関する質問書の回答	令和 9 年（2027 年）1 月 8 日（金）
(8)　技術提案書の提出受付締切	令和 9 年（2027 年）1 月 25 日（月）17 時まで
(9)　書面審査結果の通知（提案者多数の場合に限る）	令和 9 年（2027 年）2 月中旬
(10) プレゼンテーション審査	令和 9 年（2027 年）3 月上旬
(11) 審査結果の通知	令和 9 年（2027 年）3 月中旬
(12) 契約締結	令和 9 年（2027 年）4 月上旬

※ 本業務における対応時間は、平日 9:00 から 17:00 までとする。

5　質問の受付及び回答

宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルに関する質問の受付及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア　参加表明に関する質問書　【様式 1-1】
提出期限：令和 8 年（2026 年）11 月 20 日（金）17 時まで

イ　技術提案書に関する質問書　【様式 1-2】
提出期限：令和 8 年（2026 年）12 月 22 日（火）17 時まで

(2) 提出方法及び提出先

電子メールで各提出期限までに「1 (5)」の担当部署へ提出すること。

(3) 回答方法

以下のとおり、市ホームページに掲載する。

ア　参加表明に関する質問書の回答：令和 8 年（2026 年）11 月 27 日（金）

イ　技術提案書に関する質問書の回答：令和 9 年（2027 年）1 月 8 日（金）

(4) その他

ア　質問の内容に参加者名を特定できる記載がある場合は、回答しない。

イ　口頭や電話での質問は受け付けない。

ウ　質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正事項とする。

エ　共同企業体における質問書は、代表事業者が構成団体の質問をまとめて提出すること。

6　参加表明書等の提出及び参加資格確認結果の通知

参加表明書等の提出及び参加資格確認結果の通知は次のとおりとする。

(1) 参加表明書等の提出

ア　提出書類及び部数

提出書類	様式	部数	備考
参加表明書	様式 2-1 又は 2-2	1 部	
共同企業体構成表 兼 委任状	様式 3	1 部	共同企業体の場合のみ
構成団体の間で交わされた契約書又は覚書等の写し	任意様式	1 部	共同企業体の場合のみ（全ての構成団体分）
履歴事項全部証明書（参加表明時点から 6 か月以内に発行されたもの、写し可）	－	1 部	共同企業体の場合は全ての構成団体分も必要
法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）写し可	－	1 部	共同企業体の場合は全ての構成団体分も必要
宝塚市税に該当がある場合には、「未納がないことの証明書」	－	1 部	共同企業体の場合は全ての構成団体分も必要
直近３年分の財務諸表（賃借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）	任意様式	1 部	共同企業体の場合は全ての構成団体分も必要
事業者概要	様式 4	1 部	共同企業体の場合は全ての構成団体分も必要
事業者実績表	様式 5	1 部	共同企業体の場合は実績を有する構成団体の分も必要
管理・主任技術者の実施体制及び業務実績	様式 6-1 及び 6-2	1 部	
担当者連絡先	様式 7	1 部	

イ　提出期限

令和 8 年（2026 年）12 月 4 日（金）17 時まで

ウ　提出方法

「1 (5)」の担当部署へ持参または郵送すること。なお、持参の場合は、事前に提出日時を担当部署へ連絡すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

※郵送による場合での事故等による未着について、当院は一切の責任を負わないものとする。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加表明書等を提出した全ての事業者に対し、令和 8 年（2026 年）12 月 10 日（木）までに参加資格の有無を電子メールで通知する。なお、共同企業体で参加表明を行った場合は、代表事業者に対して通知を行うこととする。

7　技術提案書等の作成及び提出

参加資格を有する旨の通知を受けた提案者は、次のとおり提出書類を作成の上、令和 9 年（2027 年）1 月 25 日（月）17 時までに提出すること。

(1) 提出書類及び部数

提出書類	様式及び内容	部数
技術提案書鑑	様式 8	正 1・副 13
業務実施方針書	任意様式（A3 判 1 枚まで）	正 1・副 13
特定テーマに対する技術提案書	任意様式（各項目毎に A3 判 1 枚まで）	正 1・副 13
提案見積書	様式 9-1 又は 9-2	正 1・副 13
提案見積書に係る内訳書	任意様式	正 1・副 13
参考概算工事算定書	様式 10	正 1・副 13
電子データ（ＣＤ－Ｒ）	上記提出書類の電子データ（ＰＤＦ）	1 式

※ 副本については、審査の過程において公平性を担保するため、参加者を特定できるような事業者名や代表者職氏名等は匿名とすること。共同企業体の場合は、事業者名について「代表事業者」「構成事業者Ａ」「構成事業者Ｂ」等の表記を使用すること。

※ 提出書類は、書類毎にインデックスを付し、A4 版 2 穴ファイル等に編冊したうえで提出すること。

※ 提案見積書には、仕様書等に記載された全ての業務の見積額（税込）を記載すること。

(3) 提出期限

令和9年（2027年）1月25日（月）17時まで

(4) 提出方法

「1 (5)」の担当部署へ持参または郵送すること。なお、持参の場合は、事前に提出日時を担当部署へ連絡すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

※郵送による場合での事故等による未着について、当院は一切の責任を負わないものとする。

(5) 技術提案書等の作成について

ア　技術提案書等は、「9 審査基準」における「業務方針等」及び「特定テーマ」に記載の内容を踏まえ作成するものとする。

イ　フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。

ウ　技術提案書等の記載内容について、仕様書に示されていない提案を行う場合は、当該内容が追加提案であることが分かるように記載すること。

エ　専門的な用語を使用する際は注釈を付けること。

(6) その他留意事項

ア　技術提案書等の提出は、1提案者につき1案とする。

イ　技術提案書等の著作権は、当該提案書を作成した事業所に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった事業者が作成した技術提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、契約の相手方にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

ウ　参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」【様式11】を提出すること。なお、一切の提出書類の返却は行わない。

8　審査方法

(1) 事業者選定委員会の設置

プロポーザル実施から契約の相手方となる候補者の選定までを行うため、「宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査の流れ

提出された技術提案書等や提案者が行ったプレゼンテーションの内容に対し、選定委員会において「9 審査基準」に示す審査項目及び審査内容、配点に基づき採点を行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を特定する。ただし、提案者が5者以上であった場合は、書面審査を実施し、プレゼンテーション審査対象者として4者選定する。

(3) 書面審査（提案者が5者以上であった場合に限る）

選定委員会において、提出された技術提案書等について、「9 審査基準」に基づき採点を行い（審査項目のうち、プレゼンテーションに係る項目を除く）、上位4者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。なお、書面審査はプレゼンテーション審査対象者を選定するための審査であり、書面審査の得点はプレゼンテーション審査の得点には持ち越さないものとする。

審査結果は、提案者全てに「審査結果通知書」により通知する。なお、提案者が4者以下であった場合は、その旨を通知する。

プレゼンテーション審査対象者に対しては、「プレゼンテーション実施要領」を併せて送付する。

(4) プレゼンテーション審査

ア　選定委員会において、技術提案内容を深く理解するため、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「9 審査基準」に基づき各委員ごとに採点を行い、各委員の合計得点を合算した総合得点が最も高い者を本業務の優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者として選定する。

イ　総合得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

ウ　見積金額に関する得点を除く総合得点が満点の60%未満の場合は不採用とする。

エ　提案者が1者のみであった場合でも、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定するものとする。

(5) プレゼンテーション審査の実施

技術提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

ア　実施日時

令和９年（2027 年）３月上旬（※日時等の詳細については１月上旬に別途通知する。）

イ　実施場所

宝塚市役所または宝塚市立病院（※詳細については別途通知する。）

ウ　出席者

５名以内とする。（本業務の予定管理技術者または予定建築意匠担当主任技術者は必ず出席すること。）

エ　所要時間

・準備 ５分

・プレゼンテーション 20 分以内（本業務の管理技術者または建築意匠の主任技術者が説明すること。）

・質疑応答 30 分程度

・撤収 ５分

オ　使用機器類

液晶モニター（HDMI ケーブル付属）については当院で用意するが、パソコン等その他必要な機器は提案者側で用意すること。

カ　追加の資料配布

プレゼンテーションの際に、提出済みの技術提案書等の内容に限り、それらをまとめた資料（A4 サイズ）を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、14 部用意し、当日のプレゼンテーション開始前に配布するものとし、１部配布資料データ（PDF）を保存した CD-R を提出すること。

キ　プレゼンテーション審査は非公開とする。

(6) 審査結果の通知・公表

審査結果については、令和９年（2027 年）３月中旬に、書面により提案者全員に通知する。なお、共同企業体で参加表明を行った場合は、代表事業者に対して通知を行うこととする。また、市ホームページで以下の内容を公表する。

ア　提案者数

イ　選定された者の名称（該当がなかったときは、その理由）

ウ　審査結果（提案者の点数）

９　審査基準

審査項目及び審査内容、配点は次のとおりとする。

審査項目		審査内容	配点
実績 **【25 点】**	企業の評価	・過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に、200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を元請けとして履行した実績 ・持続的、安定的に業務を遂行できる経営基盤であるか。	8
	技術者の評価	・管理技術者 過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に 200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を主任技術者以上として履行した実績	5
		・主任技術者（建築意匠） 過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に 200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績	3
		・主任技術者（構造） 過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に 200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績	3
		・主任技術者（電気設備） 過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に 200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績	3
		・主任技術者（機械設備） 過去 15 年以内（平成 23 年４月１日以降）に 200 床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績	3

実施方針等 A3 版 1 枚まで **【30 点】**	実施方針、 実施体制	・本業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施方針及び体制であるか。 ・関係者との円滑な合意形成が実現できる実施方針及び体制であるか。 ・新病院整備の目的、当院が地域で果たす役割などの理解が十分であるか。	15
	工程管理、 品質管理、 コスト管理	・工程管理、品質管理、コスト管理に係る業務方針が十分な内容であるか。	15
技術提案内容 **【75 点】**	特定テーマ① 土地利用計画等 A3 版 1 枚まで	・適切な来院者動線や救急車動線の確保などに考慮した経済的で効率的な土地利用計画であるか。 ・来院する高齢者、障碍者、子育て世代などが安全に移動できる環境を実現するため、バス、タクシー、送迎車両等の寄り付きやロータリー、バリアフリー動線に配慮した計画であるか。 ・周辺環境との調和、地域性(気候･風土等)に配慮した計画であるか。 ・現地建替えに伴う診療を維持しながらのローリング計画に実現性はあるか。 ※土地利用計画図の作成による提案を想定。	25
	特定テーマ② 急性期医療を 支える施設計画 特定テーマ③ 患者、家族が安心して利用でき、職員が働きやすい施設計画 A3 版 1 枚まで	【特定テーマ②】 ・「信頼される急性期病院」、「地域医療を支える病院」、「持続可能な医療提供が可能な病院」を実現し、効果的かつ効率的に医療が提供できる平面、階構成計画であるか。 ・救急患者に対し、効果的かつ効率的に対応できる部門配置、施設計画であるか。 ・限られた建築面積の中で医療機能を十分に発揮するための工夫はあるか。 ・災害発生時、感染症拡大時の事業継続を見据えた計画であるか。 【特定テーマ③】 ・分かりやすく、利用しやすい施設づくりに配慮された計画であるか。 ・安心して過ごすことが出来る療養環境に配慮された計画であるか。 ・患者や職員の移動距離を軽減するための工夫があるか。 ・感染対策や医療安全に配慮された施設計画であるか。 ・診療業務や看護業務を効率化するための工夫があるか。 ・多職種連携を促進する空間づくりに配慮された計画であるか。 ・職員の休憩や研修等の環境に配慮された計画であるか。 ※ブロックプランの作成による提案を想定。	25 25
	特定テーマ④ 将来への対応、 環境への配慮 A3 版 1 枚まで	・将来の医療需要や医療提供体制の変化に備え、柔軟性、機能性、持続可能性を備えた施設計画であるか。 ・長期的なライフサイクルコスト縮減への工夫があるか。 ・省エネルギー技術の導入や ZEB 認証を見据えた提案内容であるか。	25
プレゼンテーション **【40 点】** ※書面審査対象外	明瞭性	・管理技術者または主任技術者の説明や質疑対応は簡潔明瞭で理解しやすいか。	40
	取組意欲	・管理技術者または主任技術者の説明や質疑対応から、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	
	信頼感	・業務に対する知見、能力、説得力があり、理解しやすいになっているか。 ・管理技術者または主任技術者の質問に対する受け答えが適切であるか。	
見積金額 **【30 点】**	見積金額	提案見積額の評価 ※【算定式】	30
合計			200

※【算定式】　評価点＝配点(30 点)×(1-(提案見積額-最低見積額)÷(予定価格-最低見積額))
・提案限度額の 956,395,000 円（税込）を超えている場合は失格とする。
・最低見積額とは、提案者から提出された最も低い提案見積額のことをいう。

10　失格事項

契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は参加資格要件を失ったとき

(2) 本要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合（指定時刻に遅れた場合を含む）

(6) 提案見積額が、提案限度額を超過した場合

(7) 本案件の公告の日から優先交渉権者決定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

11　契約の締結について

(1) 契約内容の決定

優先交渉権者決定後、当院と優先交渉権者は協議のうえで契約内容を決定する。仕様の決定に当たっては、優先交渉権者の技術提案の内容、選定委員会におけるヒアリング内容及び補足説明について、適切に反映するものとする。

(2) 契約の締結

上記の協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。なお、この時に提出する見積書の額は、原則として技術提案時に提出した提案見積書の額を超えないものとする。

(3) 優先交渉権者が「10 失格事項」に該当すると認められた場合、又は契約内容の決定に係る当院との協議において双方合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約内容の決定に係る協議を行うことができるものとする。

(4) 契約締結の際に、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第 3 条第 3 号に基づく誓約書を提出すること。

(5) 契約金額の支払いは、基本設計終了時及び実施設計終了時の計 2 回を予定している。

12　その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案者は参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとする。

(3) 参加表明書等及び業務提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに関する費用は参加者の負担とする。

(4) 提出された全ての書類の返却は行わない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び提出資料の修正並びに再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休や退職等のやむを得ない理由が発生した場合は、同等以上の資格及び実績を有する技術者への変更について、当院の了解を得なければならない。

(6) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと当院が認めるときは中止する場合があり、この場合、プロポーザルに要した経費を当院に請求することはできない。

(7) 宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となる。なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とする。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

(8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。